

第14回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年7月28日(水) 午後4時00分

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年7月28日(水) 午後4時00分
2. 閉会時間 令和3年7月28日(水) 午後4時21分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 19名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 なし

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 17名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一	中央	稲田 俊夫
杉谷	堀川 邦夫	三会	榊 廣	三会	山口 清則
三会	田上 富康	三会	林田 了星	三之沢	水本 正一郎
東空閑	本多 正典	大野	井上 和利	高野	吉田 純弘
高野	吉田 和久	池田	松本 良二	釘崎	太田 武春
戸田	林田 靖仁	久原	本田 敏博		

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第3号議案 非農地証明願について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
- 第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後4時00分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。ただ今より、第14回島原市農業委員会の総会を開催いたします。本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、15番 永田 充 委員、16番 片山 久和 委員 を指名します。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおり、5件 10筆 11,822平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集 2ページに記載のとおりで、1件 1筆 1,550平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議長（会長）

第1号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集3ページ、1番に記載のとおりで、申請地 118平方メートルにおいて、農業用倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判

断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は宅地、東側・南側及び西側は申請人の宅地となっております。

切土造成し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等はありませんので、第1号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、最初に訂正をお願いします。

譲渡人の内、下段の……氏の住所に誤りがあり、……市の後に……を挿入してください。大変申し訳ありません。

んでした。

それでは、説明いたします。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、申請地1、207平方メートルを譲り受け、木造平屋建診療所および薬局を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側および東側は農地、南側および西側は道路となっております。

盛土造成し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、申請地710平方メートルを借り受け、木造2階建借家3棟の建築および、道路用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は使用貸人の農地、東側および西側は宅地、南側は道路となっております。

造成し、コンクリート縁石を設け、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求め

ます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集4ページ、3番に記載のとおりで、申請地510平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は使用貸人の農地となっております。

切土造成し、コンクリート擁壁を設け、雨水は溜枡へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請 3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認

め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、昭和57年5月1日頃から同所……番と一体に……作業場として利用しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案、非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は雑種地、東側は道路、南側および西側は雑種地となっております。

現地を見ますと、隣接する雑種地と一体に工業用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
…… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長 (会長)

第3号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの2番について説明します。
申出人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで、平成9年10月4日頃から、家屋……番の建物敷地の一部として利用しております。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案、非農地証明願いの2番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側は線路、東側は農地、南側は道路、西側は宅地となっております。
現地を見ますと、住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

議長 (会長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	8件	17筆	20,970㎡
耕作権の再設定	6件	17筆	17,552㎡
合計	14件	34筆	38,522㎡ です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定いたします。

議長（会長）

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

議案集の9ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、4筆 3,504平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

議長（会長）

以上で、第14回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第14回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時21分閉会